## 第4 租税特別措置法関係通達(連結納稅編)関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(連結納税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

## 一目次

改 正 後	改正前
第1章 共通規定	第 1 章 共通規定
第 68 条の 2 ~第 68 条の 3 《共通事項》関係	第 68 条の 2 ~第 68 条の 3 《共通事項》関係
第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例
第68条の8 (中小企業者等である連結法人の法人税率の特例) 関係	第68条の8 (中小企業者等である連結法人の法人税率の特例) 関係
第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例	第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例
第 68 条の 9 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係	第 68 条の 9 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係
第1款 試験研究費の額	第1款 試験研究費の額
第2款 中小連結親法人	第2款 中小連結親法人
第3款 その他	第3款 その他
第 68 条の 10~第 68 条の 36 《共通事項》関係	第 68 条の 10~第 68 条の 36 《共通事項》関係
第 68 条の 10 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第 68 条の 10 《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却
又は法人税額の特別控除》関係	又は法人税額の特別控除)関係
第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額	第 68 条の 11 《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額
の特別控除)関係	の特別控除》関係
第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税	第 68 条の 13 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税
額の特別控除)関係	額の特別控除)関係
第 68 条の 14 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等	
又は法人税額の特別控除》関係	
第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償	第 68 条の 15 《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償

却又は法人税額の特別控除) 関係

第 68 条の 15 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)関係 第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は 法人税額の特別控除)関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

第 68 条の 15 の 6 《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係 第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係

第1款 共通事項

第2款 公害防止設備

第3款 海洋運輸業等

第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第68条の25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却)関係

第1款 特定農産加工品生産設備

第2款 新用涂米穀加工品等製造設備

第68条の26 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係

第68条の27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第68条の29 (医療用機器等の特別償却) 関係

第68条の31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)) 関係

第 68 条の 32 ((支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増 償却)) 関係 却又は法人税額の特別控除)関係

第68条の15の2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は 法人税額の特別控除)) 関係

第 68 条の 15 の 4 《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除)関係

第68条の15の6(法人税の額から控除される特別控除額の特例)関係

第68条の16 (特定設備等の特別償却) 関係

第1款 共涌事項

第2款 公害防止設備

第3款 海洋運輸業等

第 68 条の 17 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

第68条の20 (集積区域における集積産業用資産の特別償却) 関係

第68条の25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係

第1款 特定農産加工品生産設備

第2款 新用涂米穀加工品等製造設備

第68条の26 (特定信頼性向上設備の特別償却)関係

第68条の27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

第68条の29 (医療用機器等の特別償却) 関係

第68条の31 ((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)) 関係

第 68 条の 32 ((支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増 償却)) 関係 第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

第68条の34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)) 関係

第68条の35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第68条の36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第68条の41 (準備金方式による特別償却) 関係

#### 第3章 連結法人の準備金等

第68条の43~第68条の58 (共通事項) 関係

第68条の43 (海外投資等損失準備金) 関係

第68条の43の2 (新事業開拓事業者投資損失準備金)関係

第68条の43の3 (特定事業再編投資損失準備金)関係

第68条の44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第68条の46 (特定災害防止準備金) 関係

第68条の48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第68条の53 (使用済燃料再処理進備金) 関係

第68条の54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第68条の55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第68条の56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第68条の57 (関西国際空港用地整備準備金)関係

第68条の57の2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第68条の58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

第68条の59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

#### 第4章 削 除

#### 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等 の割増償却) 関係

第68条の34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係

第68条の35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第68条の36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係

第68条の41 (準備金方式による特別償却) 関係

#### 第3章 連結法人の準備金等

第68条の43~第68条の58 (共通事項) 関係

第68条の43 (海外投資等損失準備金) 関係

第68条の44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第68条の46 (特定災害防止準備金) 関係

第68条の48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第68条の53 (使用済燃料再処理準備金) 関係

第68条の54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第68条の56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第68条の57 (関西国際空港用地整備準備金)関係

第68条の57の2 (中部国際空港整備準備金) 関係

第68条の58 (特定船舶に係る特別修繕準備金)関係

第68条の59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

#### 第4章 削 除

#### 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

#### 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

## 第6章の2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の 課税の特例

第 68 条の 63 の 2 ((国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例)) 関係

#### 第6章の3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

#### 第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第 68 条の 64 (農業経営基盤強化準備金)関係 第 68 条の 65 (農用地等を取得した場合の課税の特例)関係

#### 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66 ((交際費等の損金不算入)) 関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

#### 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68(土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第68条の61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

#### 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係

## 第6章の2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の 課税の特例

第 68 条の 63 の 2 (国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例)関係

#### 第6章の3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第 68 条の 63 の 3 (連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例) 関係

#### 第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第68条の64 (農業経営基盤強化準備金) 関係

第68条の65 (農用地等を取得した場合の課税の特例)関係

#### 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66 (交際費等の損金不算入) 関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

#### 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68(土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70~第68条の85 (共通事項) 関係

第 68 条の 70~第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結 所得の特別控除) 関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の 特別控除)関係

第68条の76の2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除)関係

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第68条の69 (短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

#### 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第68条の70~第68条の85 (共通事項) 関係

第 68 条の 70~第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

第68条の73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 74 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結 所得の特別控除)関係

第 68 条の 75 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

第 68 条の 76 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の 特別控除) 関係

第68条の76の2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除)関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例)関係

第 68 条の 78~第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)) 関

係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にあ

る土地等の造成のための交換等の場合等の課税

の特例)関係

第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特

例)) 関係

第68条の85 (平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税

の特例) 関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

#### 第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第68条の88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第1款 特殊の関係

第2款 独立企業間価格の算定方法の選定

第3款 比較対象取引

第4款 独立企業間価格の算定

第5款 利益分割法の適用

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

第68条の77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例)関係

第68条の78~第68条の80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関

权

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にあ

る土地等の造成のための交換等の場合等の課税

の特例)) 関係

第 68 条の 84 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特

例) 関係

第68条の85 (平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税

の特例) 関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 その他

#### 第11章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第68条の88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第1款 特殊の関係

第2款 独立企業間価格の算定方法の選定

第3款 比較対象取引

第4款 独立企業間価格の算定

第5款 利益分割法の適用

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適 用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

第10款 その他

#### 第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利 子等の課税の特例)関係

#### 第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90~第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税 の特例) 関係

第 68 条の 93 の 2 ~第 68 条の 93 の 5 《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》

関係

#### 第14章 連結法人のその他の特例

第 68 条の 94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例)関係 第 68 条の 95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)関係 第 68 条の 99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例)関係 第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)関係

第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第6款 取引単位営業利益法の適用

第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適 用

第8款 申告調整等

第9款 国外移転所得金額の取扱い等

#### 第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第 68 条の 89 (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利 子等の課税の特例) 関係

#### 第 13 章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 68 条の 90~第 68 条の 93 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税 の特例) 関係

第 68 条の 93 の 2 ~第 68 条の 93 の 5 《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》 関係

#### 第14章 連結法人のその他の特例

第68条の94 (技術研究組合の連結所得の計算の特例) 関係

第68条の95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第68条の99 (社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例) 関係

第 68 条の 101 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例) 関係

第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算 入の特例》関係

第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入 等の特例) 関係

第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係

第68条の108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係

第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算 入の特例》関係

第 68 条の 103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入 等の特例) 関係

第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係

第68条の108 (特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例) 関係

#### 二 第68条の9(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)関係

改	正	後		改	正	前
(他の者から支払を受ける金額	額の範囲)		(他の者から	支払を受ける金額の	範囲)	
68 の 9(1) -1 措置法第 68 条	<u>ۯ9</u> <u></u>	『条第1項に規定する「他の者	68 Ø 9(1) -1	措置法第68条の9	9第1項	「他の者
(1)			(1)			
(2)			(2)			
(3)			(3)			
<b>選 1</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			選 1			
2			2			
(試験研究費に含まれる人件語	費)		(試験研究費)	に含まれる人件費)		
68の9(1)-3 試験研究費…			68 Ø 9(1) —3	措置法第 68 条の 🤉	9第12項第1号	に規定する試験研究費(以下「試
			験研究費」。	<u> という。)</u>		

#### 笠 CO 冬の OC // 井 富市石// 田ぼ

ニ 第 68 条の 10~第 68 第	kの 36 (共通事項) 関	]徐			
改	正	後	改	正	前
(特定設備等の特別償却の計	算)		(特定設備等の特別償却の計	<b> </b>	
68 の 10~68 の 36(共) -1	措置法第 68 条の 10 第 1	項及び第6項、 <u>第 68 条の 11</u>	68 の 10~68 の 36 (共) -1	措置法第 68 条の 10 第 1	項及び第6項、 <u>第 68 条の 11</u>
第1項から第4項まで、第	568条の14第1項、第6	8条の15第1項、第68条の	<u>第1項</u> 、第68条の15第1	項、第68条の15の3第	第1項、第68条の15の4第
15の3第1項、第68条の	15の4第1項 <u>、第68条</u>	の15の6第1項から第4項	1項、第68条の16、第68	8条の17、 <u>第68条の20</u> ・	
<u>まで</u> 、第68条の16、第68	8条の17、 <u>第68条の19</u>				
(特別償却等の適用を受けた	ものの意義)		(特別償却等の適用を受けた	とものの意義)	
68の10~68の36(共)-2 …	措置法第6	88条の10第1項及び第6項、	68の10~68の36(共)-2 …	措置法第6	8条の10第1項及び第6項、
第 68 条の 11 第 1 項及び第	52項、第68条の14第	1項、第68条の15第1項、	第 68 条の 11 第 1 項、第	68条の15第1項、第68	条の15の3第1項、第68
第68条の15の3第1項、	第68条の15の4第15	頁、第68条の15の6第1項	条の15の4第1項、第68	条の 16、第 68 条の 17、	第 68 条の 20、第 68 条の 24
<u>及び第2項</u> 、第 68 条の 16	、第 68 条の 17、 <u>第 68 第</u>	<u>€の19</u> 、第68条の24から第	から第 68 条の 27 まで、第	5 68 条の 29 並びに第 68	条の 31 から第 68 条の 36 ま
68条の27まで、第68条の	の 29 並びに第 68 条の 31	しから第 68 条の 36 までの規	での規定 (同法第 42 条の	5第1項及び第6項、 <u>第</u>	<u>42条の6第1項</u> 、第42条の
定(同法第 42 条の 5 第 1 エ	項及び第6項、 <u>第 42 条<i>0</i></u>	06第1項及び第2項、第42	11 第1項、第42条の12の	の2第1項、第42条の1	2の3第1項、第43条から
条の10第1項、第42条の	11 第 1 項、第 42 条の 1	2の2第1項、第42条の12	第 44 条まで		
の3第1項 <u>、第42条の12</u>	の5第1項及び第2項、	第 43 条から第 44 条まで…			
•••••					
(適格合併等があった場合の	)特別償却等の適用)		(適格合併等があった場合 <i>の</i>	)特別償却等の適用)	
68 の 10~68 の 36(共) -3	措置法第 68 条の 10、第	68条の11、第68条の14、	68 の 10~68 の 36(共) -3	措置法第 68 条の 10、第	68条の11、第68条の15、
第 68 条の 15、第 68 条の	15 の 3 、第 68 条の 15 の	D4 <u>、第68条の15の6</u> 、第	第 68 条の 15 の 3 、第 68	条の15の4、第68条の	16、第 68 条の 17、 <u>第 68 条</u>
68条の16、第68条の17、	第 68 条の 19		<u>Ø 20</u> ·····		
∄ 1 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯			選 1		
2			2		

改	正	後	改	正	前
(被合併法人等が有する繰起	或税額控除限度超過額 <b>)</b>		(被合併法人等が有する繰起	<b>或</b> 税額控除限度超過額)	
68 の 10~68 の 36(共) -4	措置法第	5 68条の10第4項、 <u>第68条</u>	68 の 10~68 の 36(共) -4	措置法领	第 68 条の 10 第 4 項、 <u>第 68 条</u>
<u>の11第11項</u> 、第68条の	13 第 3 項、第 68 条の 1	4 第 4 項、第 68 条の 15 第 4	<u>の11第4項</u> 、第68条の1	13 第 3 項、第 68 条の 1	5 第 4 項
項					

## 四 第 68 条の 11 ((中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)) 関係

改	正	後	改	正	前
(連結事業年度の中途におい	て中小連結法人に該当	しなくなった場合等の適用)	(連結事業年度の中途におし	ハて中小連結法人に該当	当しなくなった場合等の適用)
68 Ø 11-1 ·····			68 Ø 11-1 ·····		
中小連結法	:人 <u>(以下「中小連結法</u>	人」という。)	中小連結治	去人 <u>同項</u>	頁に規定する特定機械装置等に
…措置法第 68 条の 11 第 1	項に規定する特定機械	装置等 (以下 68 の 11―9ま	ついては、措置法第68条	:の 11 第 1 項	規定する <u>特定機械装置等</u>
でにおいて「特定機械装	置等」という。)につ	いては同項の規定の適用が	に係る取得価額の合計額が	がこれらの項に規定する	3金額 <u>判定する</u>
あり、その該当しないこ	ととなった日前に取得	等をして指定事業の用に供	<u>ものとする</u> 。		
した特定生産性向上設備	等(同条第2項又は第	8項に規定する「特定生産			
性向上設備等」をいう。)	については同条第2項	<u> </u>			
規定する取得価額の合計額	iがこれらの項に規定す	る金額 <u>(以下「取得価額基準</u>			
額」という。)	判定することに留	<u>意する</u> 。			
<u> </u>	法第 68 条の 11 第 7 項	以下同じ	<u> </u>	去第 68 条の 11 第2項・	以下 <u>68 の 11-</u>
ついても <u>、</u>	同様とする。		<u>8において</u> 同じ	ついても同様と	こする。
2 本文後段の判定の	結果、中小連結法人に	該当していた期間内に取得			
等をして指定事業の	用に供していた措置法	規則第22条の25第1項又は			
第2項に係る措置法法	見則第20条の3第1項第	1号、第2号若しくは第4号			
又は第3項に掲げる減	域価償却資産の取得価額	額の合計額が取得価額基準			

改 後 改 前 正 正 額以上である場合において、その中小連結法人に該当していた期間の うちに特定中小連結法人に該当していた期間があるときの措置法第68 条の11第8項に規定する税額控除限度額は、次による。 (1) 当該特定中小連結法人に該当していた期間内に取得等をして指定 事業の用に供していた同項に規定する特定生産性向上設備等 その 取得価額の合計額の100分の10に相当する金額 (2) (1)以外の同項に規定する特定生産性向上設備等 その取得価額の 合計額の100分の7に相当する金額 (特例対象連結事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適 (新 設) 用) **68の11-1の2** 措置法第68条の11第3項又は第10項の規定は、同条第3項に規定 する特例適用連結事業年度(以下68の11-1の2において「特例適用連結事業 年度」という。)終了の日において中小連結法人に該当する連結法人が、中小 連結法人に該当していた期間(同項に規定する特例対象連結事業年度等の特定 期間内の期間に限る。)内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向 上設備等(同項又は同条第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。) について適用があることに留意する。 ※ 個1 同条第4項に規定する特定生産性向上設備等についても、本文と同様、 特例適用連結事業年度終了の日において中小連結法人に該当する連結法人 に適用があることに留意する。 2 特例適用連結事業年度終了の日において特定中小連結法人に該当する連 結法人が、特定中小連結法人に該当していた期間(同条第3項に規定する 特例対象連結事業年度等の特定期間内の期間に限る。) 内に取得等をして 指定事業の用に供した同条第10項に規定する特定生産性向上設備等に係る

改	正	後	改	正	前
同項の繰越税額控除	限度超過額に加算する金額	は、当該特定生産性向上設			
備等の取得価額の合調	計額の100分の10に相当す	る金額による。			
(取得価額の判定単位)			(取得価額の判定単位)		
68 Ø 11-2 ·····			68 Ø 11-2 ·····		
(注) ······ <u>係る</u> 扌	昔置法規則第 20 条の 3 第	1項第1号、第2号及び第4	ı	する「第20条の3第1項	第1号、第2号及び第4号」
<u>号</u> ······					
(取得価額の合計額で判定す	する特定生産性向上設備等	<u>;)                                    </u>	(新 設)		
68 の 11-2 の 2 措置法第	68 条の 11 第2項から第	4項まで、第8項又は第10			
項に規定する特定生産性	向上設備等(以下 68 の 11	-2の2において「中小企			
業投資促進税制の特定生産	産性向上設備等」という。	)は、特定機械装置等及び			
措置法第 68 条の 15 の 6 分	第1項、第3項、第4項又	は第9項に規定する特定生			
産性向上設備等(以下 68	の 11-2の2において「	生産性向上設備投資促進税			
制の特定生産性向上設備等	等」という。)のいずれに	も該当するものをいう。			
<u> 倒 例えば、生産性向上</u>	設備投資促進税制の特定生	産性向上設備等に係る規模			
要件(措置法令第 39 条	eの 47 第 1 項第 2 号若しく	は第4号、第2項第2号若			
しくは第4号又は第4耳	<b>頁第2号若しくは第4号に</b>	規定する取得価額に係る要			
件をいう。) のうち複数	数の減価償却資産(工具、	器具及び備品又はソフト			
ウエアに限る。以下の	68の11-2の2におい	て同じ。)の取得価額の合			
計額に係る要件につい	いて、特定機械装置等に診	核当する減価償却資産の取			
得価額のみの合計額に	よる判定では当該規模要	<b>E件を満たさない場合であ</b>			
っても特定機械装置等	<b>に該当しない減価償却資</b>	<u>資産を含めた判定において</u>			
当該規模要件を満たす	-ときには、その規模要件	<u> </u>			

うち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産

改	正	後	改	正	前	

性向上設備等に該当する。

#### (圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

68 Ø 11-3 ·····

(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)

- 68の11-3の2 措置法第68条の11第8項に規定する税額控除限度額(同条第10項の繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。)を計算する場合における特定生産性向上設備等(同条第8項又は第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下68の11-3の2において同じ。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。
- (1) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして 指定事業の用に供した連結事業年度(措置法第68条の11第10項に規定する 特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあ っては、同項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下68の11-3の 2において「供用年度」という。)において法第81条の3第1項の規定によ り同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を 受ける場合 今第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなす こととされた金額
- (2) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の連結 事業年度において法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計 算する場合の法第 42 条又は第 44 条の規定の適用を受けることが予定されて いる場合 今第 54 条第 1 項各号に掲げる金額から法第 42 条第 1 項に規定す る国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した 金額

#### (圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)

(新 設)

	改	正	後	改	正	前
<u>え</u> を <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u> <u>を</u>	る金額による。 特定生産性向上設備等の供対象とした国庫補助金等の 法第 68 条の 11 第 8 項の規 得価額を上記(2)に定める金 金額により申告をしたとき が連結事業年度に該当した	世用年度において、 の交付を受けている。 規定による税額控制 を額によることなる。 きは、供用年度後の ない場合には、当該	生度終了の日において見込ま 当該特定生産性向上設備等ない場合で、連結法人が、措 除限度額の計算の基礎となる く今第54条第1項各号に掲げ の連結事業年度(その事業年 该事業年度)において連結基 せむ。)の取扱いの適用はない			
(事業の	判定)			(事業の判定)		
68 Ø 11-	-5			68 Ø 11-5 ·····		
(11)				(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			分類L学術研究,専門・技術			·類 75 宿泊業」、 <u>「大分類 P</u>
			(78 洗濯・理容・美容・浴場)			「中分類 87 協同組合(他に
'			」(旅行業を除く。)、「大			(他に分類されないもの) 」
'			<u>福祉」</u> 、「中分類 87 協同組合 ービス業(他に分類されない	<u>(旅行業を除く。)</u> 		
	) ]	X 0 17(7) 750 IX 7	これ来(旧で分裂ですがなり			
0 12 /						
(指定事	業とその他の事業とに共通	通して使用される	特定機械装置等)	(指定事業とその他の事業と	に共通して使用される特	寺定機械装置等)
68 Ø 11-	-7 ····· <u>取得</u> 等	等をし、又は移転	を受けた特定機械装置等	68 Ø 11-7 ·····	·取得等をした特定機械。	表置等(措置法第 68 条の 11
	····· <u>措置法第 68 条の 11</u> ··			第1項に規定する「特定機	械装置等」をいう。以「	下 68 の 11-9 までにおいて
				同じ。)同	<u>条</u> ·····	

	改	正	後		改	正	前
68 の 11- <u>た</u>	D用に供したものに該当した 8 中小連結法人である連結		とし、又は移転を受け	68 の 11-8 が、その <u>F</u>	用に <b>供したものに該当し</b> 7 措置法第 68 条の 11 第 <u></u> な得等をした	1項に規定する中小連結治	去人である連結法人
(特定機	戒装置等の対価につき値引き	きがあった場合の税額技	空除限度額の計算)	(特定機械	表置等の対価につき値引き	きがあった場合の税額控除	余限度額の計算)
68 の 11ー	10			68 の 11-10	)		
	············ <u>措置法第 68 条の 1</u>	1 第 7 項(同法第 42 条	の6第7項を含む。)		措置法第 68 条の 1	1第2項(同法第42条の	6第2項を含む。)
措置沒	去第 68 条の 11 第 8 項(同注	去第 42 条の 6 第 8 項を	含む。)の規定の適用				
を受けた	と特定生産性向上設備等の	対価の額につき供用年度	度後の連結事業年度に				
おいて	直引きがあった場合の当該位	供用年度の措置法第 68	条の 11 第8項(同法				
第 42 条	の6第8項を含む。) に規	定する税額控除限度額に	こついても、同様とす				
<u>る。</u>							
(ソフトロ	ウエアの改良費用)			(ソフトウ	エアの改良費用)		
68 の 11ー	10 の 2 ·······			68 の 11-10	の 2 ···································		
	···········改良等 <u>(以下「新</u>	たな機能の追加等」とい	<u>ヽう。)</u> のための費用		改良等のための費用	用······ <u>措置法</u> 第	第68条の11第1項
	措置法第 68 条の 1	1 第 1 項から第 3 項ま	で、第7項、第8項	又は第25	<u>頁</u> ······		
又は第	10 項						
同条領	第4項に規定する被合併法。	人等が新たな機能の追加	『等のための費用を支				
出した場	場合についても、同様とする	<u>る。</u>					
(解散の	日を含む連結事業年度の意義	義)		(解散の日る	を含む連結事業年度の意義	義)	

改	正	後	改	正	前
68の11-11 措置法第68条	<u>の 11 第 14 項</u> の規定によ	り同条第1項から第4項ま	68の11-11 措置法第	68条の11第7項の規定により	同条第1項から第3項まで
で及び第7項から第9項ま	<u>で</u> 同条第	₹ 14 項第1号及び第2号···		第7項第1号及び第2号	同条第1項から第
	ら第4項まで及び第7項	<b>動ら第9項まで</b>	3項まで	····· <u>同条第7項第3号</u> ·······	<u>同条第1項から第3</u>
<u>同条第 14 項第 3 号</u> …	······ <u>同条第1項</u>	頭から第4項まで及び第7項	<u>項まで</u>		
から第9項まで					

## 五 第68条の13(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)関係

改	正	後	改	正	前
(生産等設備の範囲)			(生産等設備の範囲)		
68 の 13-1 措置法令第 39 🦸	条の 43 第2項第2号イ及	<u> </u>	68 の 13-1 措置法令第 39	条の 43 第2項第2号…	<u>金融業務に係る</u>
済金融活性化産業に属する	事業又は措置法令第27	条の9第4項、第6項若しく	事業又は措置法令第27条	の9第4項、第6項若	しくは第8項
は第9項					
(圧縮記帳をした減価償却資	(産の取得価額)		(圧縮記帳をした減価償却資	資産の取得価額)	
68 Ø 13-2 ·····			68 Ø 13-2 ······		
······ <u>1,000 万円</u>			·····5,000 万円	<u>l</u>	
同項第2号/	·····器具及び備品 <u>で、-</u>	-の生産等設備を構成するも	同項第2号若しくは第	<u>3 号イ</u> ······	器具及び備品
<u>の</u> 100 万円			500 万円		
(工場用等の建物及びその附	属設備の意義)		(工場用等の建物及びその附	付属設備の意義)	
68 Ø 13-4 ······			68 Ø 13-4 ······		
	第27条の9第5項、第	8項及び第 10 項		今第27条の9第5項、	第7項、第9項及び第10項…

	改	正	後		改	正	前
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(注)				(注)			
(開発研究の	<u>意義)</u>			(新	殼)		
<u>68 の 13−5 の</u>	2 工業用機械等に係る	る措置法令第27多	条の9第7項第1号イに規定				
する開発研	究(以下「開発研究」	という。)とは、	次に掲げる試験研究をいう。				
(1) 新規原	理の発見又は新規製品	の発明のための研	开究				
(2) 新規製	品の製造、製造工程の	創設又は未利用資	資源の活用方法の研究				
(3) (1)又は	(2)の研究を基礎とし、	これらの研究の成	<b></b> 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				
タの収集							
<u>(4)</u> 現に企	業化されている製造方	法その他の生産技	<b>支術の著しい改善のための研</b>				
<u>究</u>							
(専ら開発研	究の用に供される器具	及び備品)		(新	設)		
<u>68 の 13−5 の</u>	3 工業用機械等に係る	る措置法令第27多	条の9第7項第1号イに規定				
する「専ら	開発研究 () の用	に供される器具及	及び備品」とは、耐用年数省				
<u>令別表第六</u>	に掲げる器具及び備品	のうち専ら開発研	<b>研究の用に供されるものをい</b>				
<u>うのである</u>	から、開発研究を行う	施設において供用	月されるものであっても、他				
の目的のた	めに使用されている減ん	価償却資産で必要	要に応じ開発研究の用に供さ				
れるものは	、これに該当しないこ	とに留意する。					
_(委託研究先	への資産の貸与)			(新	設)		
<u>68 の 13−5 の</u>	<b>94</b> 連結法人が、その	取得又は製作をし	<b>た措置法第 68 条の 13 第 1</b>				
項の規定に	係る措置法第 42 条の	9第1項の表の第	第3号の第3欄に規定する器				

改 正 後	改	正	前
具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先に おいて当該器具及び備品が専ら当該連結法人のためにする開発研究の用に供さ れるものであるときは、当該器具及び備品は当該連結法人の行う開発研究の用 に供したものとして取り扱う。			
(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備) 68 の 13-6	(税額控除の対象となる工場 68 の 13-6 ····································	 3 27 条の 9 第 5 項、第 ′	7項、第9項及び第10項
(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)         68 の 13-7		·················· <u>同項第</u>	2 号若しくは第 3 号イ

## 六 第68条の14 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
第 68 条の 14 (国家戦略特別	区域において機械等を取	双得した場合の特別償却等又	(新 設)		
は法人税額の特別	<u>別控除》関係</u>				
(取得価額の判定単位)			(新 設)		

改 正 後 改 正 前

68 の 14-1 措置法第 68 条の 14 第 1 項に規定する特定機械装置等(以下 68 の 14-4までにおいて「特定機械装置等」という。)に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

特定機械装置等に係る同条第3項に規定する機械及び装置又は器具及び備品 の1台又は1基の取得価額が4,000万円以上又は2,000万円以上であるかどう かの判定についても、同様とする。

#### (圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)

68 の 14-2 特定機械装置等に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械 及び装置若しくは器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上若しくは 1,000 万円以上であるかどうか又は同条第 3 項に規定する機械及び装置若しくは器具及 び備品の取得価額が 4,000 万円以上若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを 判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

特定機械装置等に係る措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する建物及びその 附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定 する場合においても、同様とする。 (新 設)

改	正	後		改	正	前
(特別償却等の対象となる建物	物の附属設備)_		(新	設)		
<u>68 の 14-3</u> 特定機械装置等	こ係る措置法第 42 条の	10 第1項第2号に規定する	<u>5</u>			
建物の附属設備は、当該建筑	物とともに取得又は建設	gをする場合における建物P	<u>针</u>			
属設備に限られることに留意	<u>意する。</u>					
(特定事業の用に供したもの)	とされる資産の貸与)		(新	設)		
<b>68 の 14-4</b> 措置法第 68 条の	) 14 第 1 項に規定する	実施連結親法人又は実施連絡	古			
子法人(以下これらを「実力	施連結法人」という。)	が、その取得又は製作若し	<u>_</u>			
くは建設をした特定機械装置	置等を自己の下請業者に	こ貸与した場合において、旨	<u>¥</u>			
該特定機械装置等が同項に	規定する国家戦略特別	区域内において専ら当該実施	<u>tī</u>			
連結法人の同項に規定する	特定事業(以下「特定]	事業」という。) のためにっ	<u>+</u>			
る製品の加工等の用に供され	れるものであるときは、	当該特定機械装置等は当記	<u>亥</u>			
実施連結法人の営む特定事	業の用に供したものと	して同条の規定を適用する。	_			
_(開発研究の意義)_			(新	設)		
<u>68 の 14−5</u> 措置法第 68 条の	14第1項又は第2項の	規定に係る措置法第 42 条の	2			
10 第1項第1号に規定する	開発研究(以下「開発	研究」という。) とは、次に	<u> </u>			
掲げる試験研究をいう。						
(1) 新規原理の発見又は新規	規製品の発明のための	开究				
(2) 新規製品の製造、製造	工程の創設又は未利用資	資源の活用方法の研究				
(3) (1)又は(2)の研究を基礎。	とし、これらの研究の原	<del>戊果を企業化するためのデ-</del>	<u>-</u>			
タの収集						
(4) 現に企業化されている。	製造方法その他の生産技	支術の著しい改善のための研	<u> </u>			
<u>究</u>						

	改	正	後		改	正	前	
_(専ら開き	発研究の用に供される器	具及び備品)		(新 設)				
<u>68 の 14</u> ー	6 措置法第68条の14第	第1項又は第2項の	規定に係る措置法第 42 条の					
10 第 1	項第1号に規定する「専	ら開発研究 ()	の用に供されるもの」とは、					
耐用年	数省令別表第六に掲げる	器具及び備品のうち	専ら開発研究の用に供され					
<u> るもの</u> を	をいうのであるから、開	発研究を行う施設に	おいて供用されるものであ					
っても、	、他の目的のために使用	されている減価償却	資産で必要に応じ開発研究					
の用に作	供されるものは、これに	該当しないことに留	意する。_					
(委託研究	究先への資産の貸与)			(新 設)				
<u>68 の 14</u> —	-7 実施連結法人が、そ	の取得又は製作をし	た措置法第 68 条の 14 第 1					
項又は	第2項の規定に係る措置	法第 42 条の 10 第 1	項第1号に規定する機械及					
び装置	並びに器具及び備品を自	己の開発研究の委	託先に貸与した場合におい					
て、当記	該委託先において当該機	械及び装置並びに器	具及び備品が専ら当該実施					
連結法。	人のためにする開発研究	の用に供されるもの	であるときは、当該機械及					
び装置	並びに器具及び備品は当	該実施連結法人の行	う開発研究の用に供したも					
のとして	て取り扱う。_							
(特定機	械装置等の対価につき値	引きがあった場合の	税額控除限度額の計算)	(新 設)				
<u>68 の 14</u> —	-8 連結法人が措置法第	68条の14第1項(	(同法第 42 条の 10 第 1 項を					
含む。)	に規定する特定機械装	置等を特定事業の用	に供した日を含む連結事業					
年度(	その事業年度が連結事業	年度に該当しない場	合には、当該事業年度。以					
下「供」	用年度」という。)後の	連結事業年度におい	て当該特定機械装置等の対					
価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった								
特定機材	械装置等に係る措置法第	68条の14第2項(	(同法第 42 条の 10 第 2 項を					
含む。)	に規定する税額控除限	度額の修正を行うも	のとする。					

	改	正	後		改	正	前
_(開発研究用	資産の償却費)_			(新 設)			
<u>68 の 14-9</u>	措置法第 68 条の 14 第 6	6項に規定する開発研究用	月資産につき同条第				
1項の規定	の適用を受けて償却費と	こして損金の額に算入する	る金額が、措置法第				
68条の9第	3 12 項第3号に規定する	特別試験研究費(以下 68	の 14-9 において				
_ 「特別試験	研究費」という。)の額	に該当するものとみなさ	れるのであるから、				
措置法第 68	3条の41の規定による特	特別償却準備金の積立額に	は、特別試験研究費				
の額に該当	しないことに留意する。	_					
(解散の日を	含む連結事業年度の意義	支)		(新 設)			
<u>68の14-10</u>	措置法第68条の14第9	9項の規定により同条第1	項から第3項まで				
の規定の適	用がない同条第9項第1	日号及び第2号に掲げる通	<b>車結法人は、同条第</b>				
1項から第	3項までの規定を適用し	しようとする連結事業年度	<b></b> 医において合併以外				
の事由によ	り解散した連結法人に関	艮られることに留意する。	したがって、連結				
子法人の解	散(合併による解散を除	く。)の日を含む連結事	業年度においては、				
当該連結子	法人及び同条第9項第3	3号に掲げる清算中の連絡	吉子法人以外の連結				
法人は、同	条第1項から第3項まで	での規定の適用を受けるこ	ことができる。_				

## 七 第68条の15(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改	正	後	改	正	前		
(特別償却等の対象となる建	建物の附属設備)		(特別償却等の対象となる建物の附属設備)				
68 Ø 15-3 ······			68 Ø 15-3 ·····				
建設			製作若しく	は建設 (以下「取得等」	<u>」という。)</u>		

改	正	後	改	正	前
(特定国際戦略事業の用に使 68 の 15-4 ·············· <u>取得又は</u> 等············		<b>)貸与)</b> 引項に規定する特定機械装置	(特定国際戦略事業の用に 68 の 15-4 ··········· <u>取得等</u> を <u>装置等」という。)</u> ·······	 した同項に規定する特定	の貸与) で機械装置等 <u>(以下「特定機械</u>
(専ら開発研究の用に供され	<b>ぃる器具及び備品</b> )		(専ら開発研究の用に供され	れる器具及び備品)	
68 の 15ー6 ····································			68 Ø 15-6 ·····		
别表第六…			別表第六	の上欄	
具及び備品を自己の開発研 おいて当該器具及び備品か	生人が、その取得又は製作 上係る措置法第 42 条の 11 研究の委託先に貸与した場 、事ら当該指定連結法人の は、当該器具及び備品は当	をした措置法第 68 条の 15 第 1 項第 1 号に規定する器 場合において、当該委託先に のためにする開発研究の用に 4該指定連結法人の行う開発	(新 設)		
(特定機械装置等の対価につ 68 の 15-7 連結法人が <u>措置</u> 含む。) に規定する特定機	<b>置法第 68 条の 15 第 1 項</b>	(同法第 42 条の 11 第 1 項を	(特定機械装置等の対価に 68の15-7 連結法人が特別		

## 八 第68条の15の5(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改	正	前
(給与等の範囲)	(新 設)		
<b>68 の 15 の 5-1 の 2</b> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 2 号の給与等とは、所得			
税法第28条第1項に規定する給与等(以下「給与等」という。)をいうのであ			
るが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額(措			
置法第68条の15の5第2項第1号の国内雇用者において所得税法上課税され			
ない通勤手当等の額を含む。) のみを対象として同項第3号から第5号までの			
「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、各連結法人ごとに合			
理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している			
場合には、これを認める。			
(資産の取得価額に算入された給与等)	(新設)		
<b>68 の 15 の 5-4</b> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号までの「国内			
雇用者に対する給与等の支給額」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計			
算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造			
等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフ			
トウエアの取得価額に算入された給与等の額について、各連結法人ごとに継続			
してその給与等を支給した日の属する連結事業年度の国内雇用者に対する給与			
等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。			
(継続雇用制度対象者の判定)_	(新 設)		
<b>68 の 15 の 5-5</b> 措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 6 号の平均給与等支給額及び			
同項第7号の比較平均給与等支給額は、措置法令第39条の46第11項に規定す			
る継続雇用制度対象者(以下「継続雇用制度対象者」という。)に対して支給			
した給与等の額を除いて計算するのであるが、連結法人が、同一の者に対する			

改	正	後	改	正	前
継続雇用前の職務に対する	給与等の額と継続雇用	月後の職務に対する給与等の額			
とを同一の日に合計して支	給している場合におい	、て、各連結法人ごとに継続し			
てその合計額を継続雇用制	度対象者に対して支約	合した給与等の額としていると			
きには、これを認める。					

## 九 第68条の15の6(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改	正	後		改	正	前
第68条の15の6《生産性向上	設備等を取得した場合の	特別償却又は法人税額の特	(新 設)			
<u>別控除》関係</u>						
(生産等設備の範囲)			(新 設)			
68 の 15 の 6-1 措置法第 68	8条の15の6第1項に規	見定する生産等設備(以下「	生			
産等設備」という。) とは	、例えば、製造業を営む	p連結法人の工場、小売業	<u>\$</u>			
営む連結法人の店舗又は自	動車整備業を営む連結法	会人の作業場のように、そ	<u>n</u>			
連結法人が行う生産活動、	販売活動、役務提供活動	かその他収益を稼得するた	<u> </u>			
<u>に行う活動(以下これらを</u>	「生産等活動」という。	)の用に直接供される減	<u> </u>			
償却資産で構成されている	ものをいう。したがって	<ul><li>、例えば、本店、寄宿舎</li></ul>	<u>等</u>			
の建物、事務用器具備品、	乗用自動車、福利厚生旅	<b>直設のようなものは、これ</b>	<u></u>			
<u>該当しない。</u>						
△ 一棟の建物が本店用と	店舗用に供されている場	<b>合など、減価償却資産の</b>	<u> </u>			
部が連結法人の生産等活	動の用に直接供されてレ	vるものについては、その:	<u>全</u>			
てが生産等設備となるこ	とに留意する。					

	改	Œ	後		改	正	前	
(取得価額	[の判定単位]			(新 設)				
<u>68の15の6</u>	<b>-2</b> 措置法令第39条	の47第1項第1号ス	スは第2号に規定する機	<u>械</u>				
及び装置	<b>置又は工具、器具及び値</b>	備品の1台又は1基	の取得価額が160万円じ	<u> </u>				
又は120	万円以上であるかどう	うかについては、通常	常一単位として取引され	<u>る</u>				
単位ごと	:に判定するのである	が、個々の機械及び	が装置の本体と同時に設	<u>置</u>				
する自動	問整装置又は原動機	のような附属機器で	で当該本体と一体になっ	<u>T</u>				
使用する	ものがある場合には	、これらの附属機器	器を含めたところにより	<u> </u>				
の判定を	行うことができるも	のとする。						
同条第	32項第1号若しくは	第2号又は第4項第	1号若しくは第2号に規	<u>定</u>				
する機械	及び装置又は工具、器	器具及び備品の1台	又は1基の取得価額の半	<u>定</u>				
<u>について</u>	も、同様とする。							
(取得価額	(の合計額の判定)			(新 設)				
<u>68の15の6</u>	<b>-3</b> 措置法令第39条	の47第1項第2号は	ご規定する工具、器具及	<u>U</u>				
備品の取	7.得価額の合計額の判	定は、工具と器具及	ひが備品とを区別してそ	<u>h</u>				
<u> ぞれごと</u>	に行うことに留意す	る。_						
同条第	32項第2号又は第4	項第2号に規定する	S工具、器具及び備品の	取				
得価額の	合計額の判定につい	ても、同様とする。	_					
(圧縮記帳	長の適用を受けた場合	の特定生産性向上設	设備等の取得価額要件 <i>の</i>	<u>判</u> (新 設)				
<u>定)</u>								
68 <i>0</i> 15 <i>0</i> 6	一4 措置法令第39条	:の47第1項各号に規	見定する機械及び装置、	<u> </u>				
具、器具	及び備品、建物、建	物附属設備、構築物	カスはソフトウエアの取	得				
価額が10	50万円以上、120万円	以上又は70万円以上	上であるかどうかを判定	<u>す</u>				
る場合に	こおいて、その機械及	び装置、工具、器具	具及び備品、建物、建物	<u>附</u>				

 改
 正
 前

 属設備、構築物又はソフトウエアが法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮

属設備、構築物又はククトリエアが法第81余の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の15の6-5(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(68の15の6-5(2)に掲げる場合にあっては、68の15の6-5(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第39条の47第2項又は第4項の取得価額の判定についても、同様とする。

#### (国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)

68の15の6-5 措置法第68条の15の6第7項に規定する税額控除限度額(同条第8項の規定により同条第7項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下68の15の6-5において「税額控除限度額」という。)を計算する場合における特定生産性向上設備等(同条第1項又は第9項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下68の15の6-5において同じ。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 連結法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして事業の用に供した連結事業年度(措置法第68条の15の6第9項に規定する特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下68の15の6-5において「供用年度」という。)において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額
- (2) 連結法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の連結

(新 設)

改 正 後 改 正 前 事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計 算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されて いる場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定す る国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した 金額 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込ま れる金額による。 2 特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等 を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、税 額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によるこ となく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年 度後の連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、 当該事業年度)において連結基本通達9-2-3(基本通達10-2-2を 含む。) の取扱いの適用はないことに留意する。 (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) (新 設) 68 の 15 の 6-6 連結法人が、その取得等をし、又は移転を受けた特定生産 性向上設備等(措置法第68条の15の6第1項、第3項、第4項又は第9 項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。)を自己の下請業者に貸 与した場合において、当該特定生産性向上設備等が専ら当該連結法人のた めにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定生産性 向上設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものとして同条の規定 を適用する。

(新 設)

(特定生産性向上設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計

改 正 後 改 正 前 算) **68 の 15 の 6-7** 連結法人が措置法第 68 条の 15 の 6 第 1 項に規定する特定生産 性向上設備等(同法第42条の12の5第1項に規定する特定生産性向上設備等 を含む。)を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事 業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後 の連結事業年度において当該特定生産性向上設備等の対価の額につき値引きが あった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定生産性向上設備等 に係る措置法第68条の15の6第7項又は第8項(同法第42条の12の5第7 項又は第8項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。 (ソフトウエアの改良費用) (新 設) **68 の 15 の 6-8** 連結法人が、その有するソフトウエアにつき新たな機能の追加、 機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等(以下「新たな機能の追加 等」という。) のための費用を支出した場合において、その付加された機能等 の内容からみて、実質的に新たなソフトウエアを取得したことと同様の状況に あるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウエアの取得価額として 措置法第68条の15の6第1項から第3項まで、第7項又は第8項の規定の適 用があるものとする。 同条第4項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支 出した場合についても、同様とする。 (新 設) (解散の日を含む連結事業年度の意義) **68 の 15 の 6-9** 措置法第 68 条の 15 の 6 第 11 項の規定により同条第 1 項から第 4項まで、第7項及び第8項の規定の適用がない同条第11項第1号及び第2号

に掲げる連結法人は、同条第1項から第4項まで、第7項及び第8項の規定を

	改	正	後		改	正	前
適用しようと	する連結事業年度にお	いて合併以外の事由に	こより解散した連結法				
人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解							
散を除く。)	の日を含む連結事業年	度においては当該連絡	告子法人及び同条第 14				
項第3号に掲	<b>昌げる清算中の連結子法</b>	人以外の連結法人は、					
項まで、第7項及び第8項の規定の適用を受けることができる。							

## 十 第68条の15の7(法人税の額から控除される特別控除額の特例)関係

改	正	後	改	正	前		
第 68 条の 15 の 7 《法人	、税の額から控除される	特別控除額の特例》関係	<u>第 68 条の 15 の 6</u> (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係				
(控除可能期間の判定)			(控除可能期間の判定)				
<u>68 の 15 の 7-1</u> 連結法人が <u>措置法第 68 条の 15 の 7 第 1 項</u>			68 の 15 の 6-1 連結法人	が <u>措置法第 68 条の 15 の</u>	6第1項		
(注)			(注) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

## 十一 第68条の16((特定設備等の特別償却)) 関係

改	正	後		改	正	前		
(特別償却の対象となる特定設備等)				(特別償却の対象となる特定設備等)				
68 Ø 16(1) — 1 ·································			68 o 1	68 Ø 16(1) — 1 ·································				
(1)			(1)	(1)				
(2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(2)	(2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(特定設備等を貸し付けた場	合の不適用)		(特定	設備等を貸し付けた	:場合の不適用)			

改正	後	改	正	前
68 Ø 16(1) -2 ······		68 Ø 16(1) -2 ······		
措置法令第 39 条の 49 第 6 ឆ	措置法令	う第 39 条の 46 第 6 項		
(取得価額の判定単位)		(取得価額の判定単位)		
68 の 16(1) -4 措置法令第 39 条の 49 第 1 項	<u>[</u>	68の16(1)-4 措置法令	第 39 条の 46 第 1 項	
(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額) 68 の 16(1) -5 措置法令第 39 条の 49 第 1 項		(圧縮記帳をした公害防止 68 の 16(1) -5 措置法令		
THE   TH		00 07 10 (i) 0 <u>in E IX i</u> 7	<u> </u>	
(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)		(代替設備の取得等に該当	当しないものの範囲)	
68 Ø 16(2) —3 ······		68 𝒪 16 (2) −3 ·············		
(1)		(1)		
	<u>1項</u> ······		<del>は令第 39 条の 46 第 1 項</del> …	
(2)		(2)		
(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)		(海洋運輸業又は沿海運輸	<b>俞業の意義</b> )	
68の16(3)-1 措置法令第39条の49第2項	<u></u>	68の16(3)-1 措置法令	第 39 条の 46 第 2 項	
(達)		(注)		

# 十二 第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前
第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究			第 68 条の 17 《関西文化学術	研究都市の文化学術研	究地区における文化学術研究
施設の特別償却》関係			施設の特別償却)	)関係	

改	正	後	改	正	前
(研究施設の範囲)			(研究施設の範囲)		
<u>68の19−1</u> 措置法第68条の	19 第 1 項	·· <u>第 44 条第 1 項</u> ······	<u>68の17-1</u> 措置法第68多	<b>№</b> の17第1項·····	<u>第43条の2第1項</u>
措置法令第28条の4第	1項第1号	措置法第68条の19第1	············-措置法令第 28 ई	条の2第1項第1号	措置法第 68 条の 17
<u>項</u> ······			第1項		
(研究所用施設の要件の判定)	)		(研究所用施設の要件の判	]定)	
<b>68の19-2</b> 措置法第68条の	19第1項	…措置法令第28条の4第1	68の17-2 措置法第68多	条の17第1項······	措置法令第28条の2第1
項第1号			項第1号		
(注)			(注)		
(研究所用の建物及びその附	属設備の意義)		(研究所用の建物及びその	)附属設備の意義)	
<b>68の19-3</b> 措置法第68条の	19第1項	·· <u>措置法第 44 条第 1 項</u> ······	68の17-3 措置法第68多	条の17第1項······	措置法第43条の2第1項
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(注)			(注)		
(特別償却の対象となる研究	所用の建物の附属設備)		(特別償却の対象となる研	F究所用の建物の附属設備	)
<b>68の19-4</b> 措置法第68条の	19第1項	·· <u>措置法第 44 条第 1 項</u> ······	68の17-4 措置法第68多	条の17第1項······	措置法第43条の2第1項
取得 <u>又は建設を</u>	する			,	
(研究所用とその他の用に共	用されている建物の判定	)	(研究所用とその他の用に	共用されている建物の判	定)
<u>68 の 19-5</u> ······			<u>68 の 17−5</u> ····································		
	条の 19 第 1 項		 	5 68 条の 17 第 1 項	

改	正	後	改	正	前	
(闰)			(油)			
(機械及び装置の取得価額	の判定単位)		(機械及び装置の取得価額の	の判定単位)		
68の19-6 措置法第68条	:の19第1項	…措置法令第28条の4第2	68の17-6 措置法第68条	の17第1項	措置法令第28条の2第2	
<u>項</u> に規定する機械及び装置 <u>(以下「機械及び装置」という。)</u>			<u>項</u> に規定する機械及び装置			
(圧縮記帳をした研究施設	の取得価額)		(圧縮記帳をした研究施設の	の取得価額)		
<u>68 の 19-7</u> 機械及び装置			68の17-7 措置法第68条	:の17第1項に規定する4	研究施設に係る措置法令第 28	
			条の2第2項に規定する	幾械及び装置		

## 十三 旧第68条の20(集積区域における集積産業用資産の特別償却))関係

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)	第 68 条の 20 《集積』	区域における集積産業用資	<u>産の特別償却》関係</u>
		(廃 止)	(圧縮記帳をした集積産業)	目資産の取得価額)	
		()(2			<u> </u>
					法令第39条の49第2項第
					る農林漁業関連業種(以下 目に供するものである場合に
			は 4,000 万円以上)又は[	司条第2項第2号に規定す	- る 5 億円以上(農林漁業関
					は 5,000 万円以上) である         1資産が法又は措置法の規定
					その圧縮記帳後の金額に基

改	正	後	改	正	前
		(廃止)	は4,000万円以上である計画に基づき取得又は製 とに留意する。  (機械及び装置の取得価額で 68の20-2 措置法令第39 台又は1基の取得価額が に供するものである場合に 1単位として取引される製 の本体と同時に設置する と一体となって使用する さらによりその判定を行う 3 当該機械及び装置が設 き計算する場合の法第	大る機械及び装置の取得るかどうかの判定は、同型作をする機械及び装置の取得を対象性をする機械及び装置の判定単位) 条の49第2項第1号イ1,000万円以上(農林漁工は500万円以上)であり位ごとに判定するのでも動調整装置又は原動機ものがある場合には、ことができるものとする法第81条の3第1項の42条から第49条までの42条から第49条までの42条から第49条までの42条から第49条までの42条から第49条までの42条から第49条までの	価額の合計額が3億円以上又 門号ロに規定する承認企業立地 他の取得価額の合計額によるこ に規定する機械及び装置の1 企業関連業種に属する事業の用 のるかどうかについては、通常であるが、個々の機械及び装置 後のような附属機器で当該本体 れらの附属機器を含めたとこ の規定により同項の個別損金額 の規定による圧縮記帳の適用を と額に基づいてその判定を行う
		(廃 止)	げる建物及びその附属設備	室である工場用の建物及 前が含まれるものとする	なびその附属設備には、次に掲っ。
			もので工場用の建物と	しての耐用年数を適用す	るもの及びこれらの建物の附

改	正	後	改	正	前
			(2) 工場において使用す	る電力に係る発電所又は	変電所の用に供する建物及び
			これらの建物の附属設	<u>備</u>	
			<u>御</u> 倉庫用の建物は、工	場用の建物に該当しない	0
		(廃 止)	(特別償却の対象となる工	場用の建物の附属設備)	
			68 の 20-4 集積産業用資	産である工場用の建物(	連結法人が取得等をした建物
			が農林漁業関連業種に属	する事業の用に供するも	のである場合には、作業場用、
			倉庫用又は展示場用の建	物を含む。)の附属設備	は、当該建物とともに取得す
			る場合における建物附属	設備に限られることに留	意する。_
		(廃 止)	(工場用とその他の用に共	用されている建物の判定	<u>)                                    </u>
			68 の 20-5 一の建物が工	場用とその他の用に共用	されている場合には、原則と
			してその用途の異なるご	とに区分し、工場用に供	されている部分について措置
			法第 68 条の 20 第 1 項の	規定を適用するのである	が、次の場合には、次による
			<u>こととする。</u>		
			(1) 工場用とその他の用	に供されている部分を区	分することが困難であるとき
			は、当該建物が主とし	ていずれの用に供されて	いるかにより判定する。
			(2) その他の用に供され	ている部分が極めて小部	分であるときは、その全部が
			工場用に供されている	ものとすることができる	<u> </u>
		(廃止)	(指定集積事業の用に供し		
					に規定する集積区域内におい
				業に該当するかどうかは	、当該区域内にある事業所ご
			とに判定する。		
			選 連結親法人である協	同組合等が当該区域内に	おいて指定集積事業を営むそ

	I
۲	_
2	š

の組合員の共同的施設として集積産業用資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該集積産業用資産は当該協同組合等の営む指定集積事業の用に供したものとして取り扱う。         (廃 止) (事業の用に供したものとされる資産の貸与)         68 の 20-7 連結法人が、自己の下請業者で措置法第 68 条の 20 第 1 項に規定する集積区域内において指定集積事業を営むものに対し、当該事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該連結法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該連結法人の営む指定集積事業の用に供した
<u>ものとして取り扱う。</u>

## 十四 第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前
第 68 条の 26 《 <u>特定信頼性向上設備等</u> の特別償却》関係			第 68 条の 26	《特定信頼性向上設備の物	特別償却 <u>》</u> 関係